

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令
新旧対照条文 目次

○ ○ ○	特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ ○ ○	作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（抄）（第二条関係）	1
○ ○ ○	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第三条関係）	1

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（適用の除外）	（適用の除外）
第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の2から第二十二号の四まで、第二十三号の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第二十二号の2から第二十二号の4まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4まで掲げる物を含有するものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。	（適用の除外）	
一 （略）	二 令別表第三第二号13の2に掲げる物又は別表第一第十三号の二に掲げる物（第三十八条の十一において「コバルト等」という。）を触媒として取り扱う業務	二 令別表第三第二号13の2に掲げる物又は別表第一第十三号の二に掲げる物（第三十八条の十二において「コバルト等」という。）を触媒として取り扱う業務
三・四 （略）	五 令別表第三第二号15の2に掲げる物又は別表第一第十五号の二に掲げる物（以下この号及び第三十八条の十三において「三酸化二アンチモン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務	三・四 （新設）
六・八 （略）		

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュ型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質（特別有機溶剤等を除く。）その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の十二第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置（第三条第一項ただし書及び第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む。）

二 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の十二第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるプッシュ型換気装置（第三十八条の十六第一項ただし書のプッシュ型換気装置を含む。）

三 第九条第一項、第三十八条の十二第一項第三号若しくは第三十八条の十三第三項第一号イの規定により、又は第五十条第一項第七号ハ若しくは第八号（これらの規定を第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定にて適用する場合を含む。）の規定に基づき設けられる除じん装置

四・五（略）

（測定及びその記録）

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュ型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質（特別有機溶剤等を除く。）その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の十三第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置（第三条第一項ただし書及び第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む。）

二 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の十三第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるプッシュ型換気装置（第三十八条の十六第一項ただし書のプッシュ型換気装置を含む。）

三 第九条第一項、第三十八条の十二第一項第三号若しくは第三十八条の十三第三項第一号イの規定により、又は第五十条第一項第七号ハ若しくは第八号（これらの規定を第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき設けられる除じん装置

四・五（略）

（測定及びその記録）

第三十六条 (略)

(略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、

8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製

造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 令第二十一条第七号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一・二 (略)

三 第三十八条の十三第二項第二号イ及びロに掲げる作業（同条第三項各号に規定する措置を講じた場合に行うものに限る。）

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

(略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造す

第三十六条 (略)

(略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、

8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 令第二十一条第七号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一・二 (略)

(新設)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

(略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作

る作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の2、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十九号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四 (略)

第三十八条の九 削除

(エチレンオキシド等に係る措置)

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の2、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十九号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十八号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四 (略)

第三十八条の九及び第三十八条の十 削除

第三十八条の十 事業者は、令別表第三第二号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るもの（以下この条において「エチレンオキシド等」という。）を用いて行う滅菌作業に労働者を従事させる場合において、次に定めるところによるときは、第五条の規定にかかるらず、局所排気装置又はブツシユブル型換気装置を設けることと要しない。

一 労働者がその中に立ち入ることができない構造の滅菌器を用いること。

二 滅菌器には、エアレーション（エチレンオキシド等が充填された滅菌器の内部を減圧した後に大気に開放することを繰り返すこと等により、滅菌器の内部のエチレンオキシド等の濃度を減少させることをいう。第四号において同じ。）を行う設備を設けること。

三 滅菌器の内部にエチレンオキシド等を充填する作業を開始する前に、滅菌器の扉等が閉じていることを点検すること。

四 エチレンオキシド等が充填された滅菌器の扉等を開く前に労働者が行うエアレーションの手順を定め、これにより作業を行うこと。

五 滅菌作業を行う屋内作業場については、十分な通気を行うため、全体換気装置の設置その他必要な措置を講ずること。

（削る）

第三十八条の十一 （略）

第三十八条の十二 （略）

第三十八条の十一
第三十八条の十二
第三十八条の十三

（略）

（略）

(三酸化二アンチモン等に係る措置)

第三十八条の十三 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は

取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

一 当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除すること。

二 当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着した三酸化二アンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないこと。ただし、三酸化二アンチモン等の粉じんが発散しないように当該器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梱包したときは、この限りでない。

2 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の規定にかかるらず、三酸化二アンチモン等のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブツシユブル型換気装置を設けることを要しない。

一 粉状の三酸化二アンチモン等を湿潤な状態にして取り扱わせるとき。

二 次のいずれかに該当する作業に労働者を従事させる場合において、次項に定める措置を講じたとき。

イ 製造炉等に付着した三酸化二アンチモン等のかき落としの作業

3 ロ 製造炉等からの三酸化二アンチモン等の湯出しの作業
事業者が講ずる前項第二号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に定めるところにより、全体換気装置を設け、これを有効に

(新設)

稼働させること。

イ 当該全体換気装置には、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。

ロ イの除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハ イ及びロの除じん装置を有効に稼働させること。

二 労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用されること。

三 前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する労働者以外の者（前号に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

4 労働者は、事業者から前項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

別表第一（第一条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第一十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一〇十五 （略）

十五の二 三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六～三十七 （略）

別表第三（第三十九条関係）

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第一十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一〇十五 （略）

（新設）

十六～三十七 （略）

別表第三（第三十九条関係）

項目	期間	業務	(一)(二) (略)	(三)(四) (略)	(一)(二) (略)
			(略)	(略)	(略)
五 医師が必要と認める場合は、尿中の 事する労働者に対して行う健康診断に おけるものに限る。)			一 業務の経歴の調査（当該業務に常時 従事する労働者に対して行う健康診断 におけるものに限る。）	二 作業条件の簡易な調査（当該業務に 常時従事する労働者に対して行う健康 診断におけるものに限る。）	三 三酸化二アンチモンによるせき、た ん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチ モン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又 は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭 痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮 疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る 症状にあつては、当該業務に常時従事 する労働者に対して行う健康診断にお けるものに限る。）
四 せき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下 痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の 他覚症状又は自覚症状の有無の検査（ 頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン 皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係 る症状にあつては、当該業務に常時従 事する労働者に対して行う健康診断に おけるものに限る。）			一 業務の経歴の調査（当該業務に常時 従事する労働者に対して行う健康診断 におけるものに限る。）	二 作業条件の簡易な調査（当該業務に 常時従事する労働者に対して行う健康 診断におけるものに限る。）	三 三酸化二アンチモンによるせき、た ん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチ モン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又 は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭 痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮 疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る 症状にあつては、当該業務に常時従事 する労働者に対して行う健康診断にお けるものに限る。）

項目	期間	業務	(一)(二) (略)	(新設) (三)(四) (略)	(一)(二) (略)
			(略)	(略)	(略)
五 医師が必要と認める場合は、尿中の 事する労働者に対して行う健康診断に おけるものに限る。）			一 業務の経歴の調査（当該業務に常時 従事する労働者に対して行う健康診断 におけるものに限る。）	二 作業条件の簡易な調査（当該業務に 常時従事する労働者に対して行う健康 診断におけるものに限る。）	三 三酸化二アンチモンによるせき、た ん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチ モン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又 は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭 痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮 疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る 症状にあつては、当該業務に常時従事 する労働者に対して行う健康診断にお けるものに限る。）

アンチモンの量の測定又は心電図検査
 (尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

(二五六) (略)		
(二五六) (略)		

別表第四（第三十九条関係）

項目

(一五) (略)

(略)

(三十六) (略)
 三酸化二アンチモン
 (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他物を含む。)を

一 作業条件の調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

(二五) (略)
 ツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

(二七) (略)
 製造し、又は取り扱う業務

別表第五（第三十九条関係）
 一六の二 (略)

(二五六) (略)		
(二五六) (略)		

別表第四（第三十九条関係）

項目

(一五) (略)

(略)

(新設)

別表第五（第三十九条関係）
 一六の二 (略)

六の三 三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、
三酸化二アンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを
除く。

七〇十六 (略)



(新設)

七〇十六

(略)



（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 作業場の種類（第三条—第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十条関係）

一〇三 （略）

四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二、第十号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第十五号の二、第二十一号、第二十二号、第二十三号の三、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号若しくは第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔壁室におけるものを除く。）を行う屋内作業場

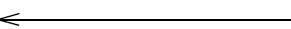
五 （略）

別表 作業場の種類（第三条—第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十条関係）

一〇三 （略）

四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の3、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二、第十号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第二十一号、第二十二号、第二十三号の三、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔壁室におけるものを除く。）を行う屋内作業場

五 （略）



様式第10号（第28条、第69条関係）

様式第10号（第28条、第69条関係）

講習	修了証再交付申請書
収入印紙 〔消印してはならない〕	

講習	修了証再交付申請書
収入印紙 〔消印してはならない〕	

① 修了証番号	② 修了証発行年月日	④ 生年月日	明治 大正 昭和 年月日
③ 氏名	郵便番号()	電話()	
⑤ 住 所	郵便番号()	電話()	
⑥ 修了した講習	第一種 第二種	作業環境測定士講習	
⑦ 受講した科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務 3 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 4 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務 3 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 4 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務	
⑧ 再交付を受けようとする理由	1 修了証の損傷 2 修了証の滅失	1 修了証の損傷 2 修了証の滅失	

年 月 日

氏名

都道府県労働局長
登録講習機関 殿都道府県労働局長
登録講習機関 殿

氏名

都道府県労働局長
登録講習機関 殿

氏名

備考

1 標題中「講習」及び「研修」は、いざれか該当する文字を○で囲むこと。
2 都道府県労働局長に提出する場合には、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

3 登録講習機関に提出する場合には、当該登録講習機関の業務規程に定めるところにより、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
4 ⑥欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、いざれか該当する文字を○で囲むこと。
5 ⑦欄は、該当する番号を○で囲むこと。
6 修了証の損傷による再交付の申請の場合には、修了証を添付すること。
7 修了証の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した書面を添付すること。

備考

1 標題中「講習」及び「研修」は、いざれか該当する文字を○で囲むこと。
2 都道府県労働局長が行う講習又は研修に申し込む場合には、都道府県労働局長に提出すること。この場合にあっては、当該登録講習機関に提出すること。

3 登録講習機関が行う講習又は研修に申し込む場合には、当該登録講習機関の業務規程に定めるところによること。この場合にあっては、当該登録講習機関の業務規程に定めるところにより、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
4 ⑥欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、いざれか該当する文字を○で囲むこと。
5 ⑦欄は、該当する番号を○で囲むこと。
6 修了証の損傷による再交付の申請の場合には、修了証を添付すること。
7 修了証の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した書面を添付すること。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

機械等の種類	事項	図面等
一〇十七 (略)	(略)	(略)
十八 特定第二類物質 又は特化則第二条第一項第五号に掲げる管理第二類物質（以下この項において「管理第二類物質」という。）のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第二条の二第二号又は第四号から第八号までに掲げる業務のみに係るものを除く。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

現 行

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

機械等の種類	事項	図面等
一〇十七 (略)	(略)	(略)
十八 特定第二類物質 又は特化則第二条第一項第五号に掲げる管理第二類物質（以下この項において「管理第二類物質」という。）のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第二条の二第二号又は第四号から第七号までに掲げる業務のみに係るものを除く。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)